



Grant Thornton

An instinct for growth™

2014年に実施された税務調査・税務特別 調査の結果 税務、社会保険および労働に関する最新 のガイダンス情報

24 July 2015



2014年に実施された税務調査・税務特別調査の結果、および、最新の税務ガイダンス情報

2014年に実施された税務調査・税務特別調査の結果

2014年に、税金の徴収漏れを防ぐため、税務当局は、税務調査、税務特別調査、移転価格調査を強化しました。財政省の発表によれば、調査を受けた企業および追加税収額などに関するデータは以下の通りです。

- 調査を受けた企業数：2013年の64,119社から67,053社へ増加しました。このうち、移転価格調査を受けた企業数は、2013年の2,110社から3,661社へと、73%の増加となっています。
- 税務調査・税務特別調査による追加税収額：2013年の13兆6,570億8千万VNDから12兆2,248億5千万VNDとなっています。
- 税務調査・税務特別調査による欠損金の減額：2013年の4兆1,928億6千万VNDから22兆271億2千万VNDへととなっています。
- 税務調査によるVAT控除額否認額：2013年の1,369億5千万VNDから1兆1,274億1千万VNDへととなっています。

現在の状況を見ますと、税務調査・税務特別調査がますます強化される趨勢と思われます。更に、税額の更正を指摘する際の税務当局の考え方も大きく変化してきており、特別調査においては、移転価格調査が最も重視されてきています。

Grant Thornton (Vietnam) からは、各種税法およびガイダンスの規定に関わる自社の順守状況を確認すること、そして、関連証憑等を精査し直して、税務調査・特別税務調査を受けた際にはすぐに提示できるようにしておくことをお勧め致します。税務調査による影響を予め想定しておくことにより、税務リスクの積極的な管理が可能になります。

税務当局へ未届出の銀行口座へ支払いされた場合のVAT控除について

国内サプライヤーからの物品・サービス購入の支払いをするために、納税者が税務当局へ未届出の銀行口座を使用した場合のガイダンスとなる2015年5月28日付け税務総局 Official Letter No.2093/TCT-KK

これによれば、国内サプライヤーからの物品・サービス購入の支払をするために、納税者が税務当局へ未届出の銀行口座を使用した場合、納税者は、税務登録規定の違反で罰金を科されます。それに加えて、

- もし、サプライヤーも自社の銀行口座情報を税務当局へ通知していない場合、税務登録違反の罰金を科されます。納税者は、仮払いVAT額の控除・還付を認められません。
- もし、サプライヤーが自社の銀行口座情報を税務当局へ通知していた場合、または、税務当局による税務調査・税務特別調査の決定がある前に、納税者が銀行口座情報を税務当局へ通知した場合、関連税務当局は協力し合い、仮払いVAT額の控除・還付について検討します。

Grant Thornton (Vietnam) からは、可能であれば、サプライヤーが規定に従い銀行口座情報を税務当局へ届出していることを確認できる書類をサプライヤーへ要請して、仮払いVAT額の控除・還付の権利を担保することをお勧め致します。

法人所得税に関わる2015年度からの改正事項

財政省は、2015年6月22日、法人所得税(“CIT”)のガイダンスとなる Circular No. 96/2015/TT-BTC を発行しました。この Circular には、企業にとってより好ましい内容の改正・補足事項が多くガイダンスされています。Grant Thornton (Vietnam) から、Circular No. 96 の概要を、以下の通りご案内申し上げます。

1. 外国へ投資するベトナム企業に対する法人所得税の申告納税に関する一部規定の改正・補足、および、外国へ投資するベトナム企業の投資先国での投資プロジェクトの所得に関わる申告納税時に要請される書類・資料の簡素化が行われており、租税条約締結国についても条約締結国と同等の扱いになることを担保しています。
2. サービス提供に関わる課税所得計算のための売上の認識時点に関する規定が改正されました。
3. 標準使用量：製造・事業活動に資料される原材料、燃料、エネルギー、物品の標準使用量を自社で決定・管理して、その標準資料量を超える原材料、燃料、エネルギー、物品については損金算入できないという規定が廃止されました。
4. 外国人専門家の家賃：ベトナム企業が外国企業と契約を締結して、その契約において、外国人専門家がベトナム出張中の家賃をベトナム企業が負担する旨が明記されている場合、ベトナム企業が支払うベトナム出張中の外国人専門家の家賃は、法人所得税の計算に際して損金算入が認められる規定が補足されました。
5. 労働者の制服費：労働者への現物による制服支給を行う場合の金額上限が廃止され、インボイス・証票があれば、全額の損金算入が可能になりました。
6. 出張費用：出張者に対する出張費用の金額上限が廃止され、規定に従うインボイス、証票があれば、全額の損金算入が可能になりました。一定額の出張手当を労働者へ支給する場合も、自社の財務規定または社内規定通りに実施されたものであれば、損金算入が認められます。
7. 様式 No. 02/TNDN を使用して電気代、水道代の支払額表を作成する必要があるという規定が廃止されました。
8. 為替換算差額：
 - 期中に発生した企業の主要製造事業活動の売上または費用に直接関連の無い為替換算差額については、法人所得税の課税所得を算出する際に、為替差損が発生した場合には財務費用として計上し、為替差益が発生した場合にはその他所得として計上します。
 - 企業の主要製造事業活動の売上または費用に直接関連の無い期末における外貨建て債務の換算差額については、法人所得税の課税所得を算出する際に、評価益はその他所得として、評価損は財務費用として計上します。



法人所得税に関わる2015年度からの改正事項

9. 法人所得税の優遇措置:

地域の条件に基づく法人所得税の優遇措置を得ている投資プロジェクトを持つ企業が、投資プロジェクトの実施地域以外からの所得を生じた場合、以下のような取扱いになります。

- この所得が、投資優遇地域に該当しない地域から生じた所得の場合、地域の条件に基づく法人所得税の優遇措置を享受することはできません。
- この所得が、優遇優遇地域に該当する地域から生じた所得の場合、地域の条件に基づく法人所得税の優遇措置を享受することができます。この所得に対する法人所得税の優遇税額計算に際しては、投資プロジェクトを実施する地域における当該企業の優遇期間および優遇内容に基づいて、その地域毎に計算します。

10. 法人所得税優遇措置の継続的適用:

- 2009年から2013年までの期間中に、管轄当局から投資許可を得た、または、投資を実施した拡張投資プロジェクトを持つ企業が、2014課税年度までに、優遇条件（優遇分野、または、工業団地、経済区およびハイテク区を含む優遇地域）を満たした場合、拡張投資に対して、2015課税年度から残存期間の間、優遇措置を享受することができます。
- 製造の拡張投資プロジェクトを持つ企業が、2008年12月31日時点では建設投資段階であり、2009年中も引き続き建設投資段階であり、2010年によりやく完成して製造事業活動を開始した企業が、拡張投資の実地を決定した時点での規定に基づく優遇要件（優遇分野、または、工業団地、経済区およびハイテク区を含む優遇地域）を満たす場合、拡張投資から生じる追加所得に対して、2015課税年度から残存期間の間、優遇措置の享受を選択することができます。

- 2009年から2014年までの期間中に工業団地内への投資プロジェクトを実施した企業が、2014課税年度までに優遇条件（優遇分野または優遇地域）を満たした場合、2015課税年度から残存期間の間、優遇措置を享受することができます。
- 2015年1月1日前までは優遇地域（工業団地、経済区およびハイテク区を含む）に該当していなかった地域への投資プロジェクトがあり、2015年1月1日になって当該地域が優遇地域に該当することになった場合、2015課税年度から残存期間の間、優遇措置を享受することができます。

11. Circular の施行:

- Circular 96 は2015年8月6日から発効し、2015課税年度から適用されます。
- Circular 96 により、Circular 96 の規定に沿わない財政省およびその他関連当局による法人所得税に関するガイダンス内容が廃止されます。

Grant Thornton (Vietnam) からは、2015年以降の税務プランニングを効果的に実施するために、関連証券などを積極的にレビューをすることをお勧め致します。

社会保険および労働に関する最新のガイダンス情報

健康保険カードの発行手続きに関する期限

健康保険カード発行手続きに関する2015年6月26日付けホーチミン市社会保険局 Official Letter No. 2049/2015/BHXH-NVGD1

この Official Letter によれば、ホーチミン市社会保険局は、以下のよう
なガイダンスをしています。

- 雇用者は、**健康保険カードの使用期限が切れる10日前までに延長**手続きを行います。または、**労働契約が発効する10日前までに新規**カード発行の手続きを行います。カードの発行を待っている期間中に労働者が診断・治療の必要がある場合には、社会保険当局は、暫定的な使用のための確認書を発行します。
- 雇用者が、**上述の期限通りに手続きを実施しない場合**、健康保険の権利および支給額の範囲において、健康保険カードが発行されるまでの期間に**労働者が支払った金額を全額補償しなければなりません**。
- **社会保険当局は、健康保険カードの発行日以降に発生した診断費・治療費のみを精算します。健康保険カードの発行前に発生した診断費・治療費は、健康保険基金の精算対象には含まれません。**

離職手当計算の対象となる期間

離職手当計算のための期間算定に関するガイダンスとなる2015年6月18日付け労働・傷病兵・社会省 Official Letter No. 2343/LDTBXH-LDTL

この Official Letter によれば、労働・傷病兵・社会省は、以下のよう
なガイダンスをしています。

- 雇用者は、恒常的に12か月以上勤務した労働者に対して、勤務1年につき半月分の給与額を離職手当として支払う義務があります、
- 社会保険制度に基づく労働者の休暇期間も、雇用者が離職手当の計算をする際の勤務期間に含めます。
- 離職手当の計算をする際の勤務期間は、労働者が雇用者のために実際に働いた時間の合計から、社会保険法の規定に基づく労働者の失業保険加入期間と雇用者から既に離職手当の支払を受けている勤務期間を除いた時間になります。
- 社会保険法の規定に基づく制度を享受する休暇期間は、離職手当、失業手当の計算をする際の、労働者が雇用者のために実際に働いた時間に含まれます。
- 給与の支払いを受けずに社会保険の給付を受ける産前産後休業の期間は、失業保険の加入対象期間にはなりません。



社会保険に関する最新のガイダンス情報

外国留学、外国出張、外国へ労働に行く労働者、長期病気休暇を取る労働者に対する社会保険制度

外国留学、外国出張、外国へ労働に行く労働者、長期病気休暇を取る労働者に対する社会保険料、健康保険料の徴収に関するガイダンスとなる2015年5月28日付け Official Letter No. 1660/BHXH-THU

社会保険料、失業保険料の納付額：

- 会社から外国留学、外国出張に派遣される期間中も派遣元の会社から給与の支払を受ける労働者の場合：毎月の納付額は、給与額の28%。その内、社会保険料は26%（雇用者側18%、労働者側8%）で、失業保険料は2%（雇用者側1%、労働者側1%）です。
- 会社から外国留学、外国出張に派遣される期間中に派遣元の会社から給与の支払を受けない労働者の場合：毎月の納付額は、外国へ行く前に法定社会保険料の計算基準となっていた給与額の22%（年金死亡基金）で、全額、対象者が納付します。

長期治療を要する病気リストに含まれる病気に罹患したために休業中に月次保険給付を受ける場合：

2015年1月1日以降は、長期治療を要する病気リストに含まれる病気に罹患したために休業中に社会保険給付を受ける労働者は、雇用者も労働者も、社会保険、健康保険、失業保険の保険料を納付する必要はありません。労働者は、社会保険当局から健康保険料の納付を受けることができます。上述の対象となる労働者に対しては、社会保険当局から、コードが異なる健康保険カードが別途発行されます。

社会保険の規定に従う病気休暇制度による休暇を1ヶ月の間に14日以上取った場合：

社会保険の規定に従う病気休暇制度による休暇を1ヶ月の間に14日以上取った場合、その期間中の健康保険料の納付は不要ですが、健康保険制度による権利は享受することができます。

外国へ労働に行く労働者の場合：

外国へ労働に行く労働者が、帰国して入国日から60日以内に健康保険に加入した場合、健康保険への加入期間は、外国へ労働に行った全期間、および、帰国日から加入日までの期間を含む連続した期間となります。



Contacts

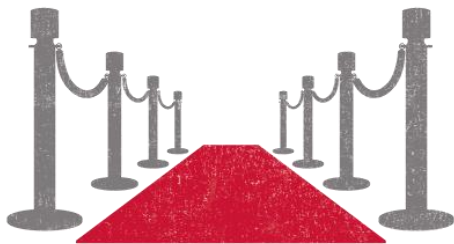
この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newsletter のダウンロードは

下記サイトへアクセス下さい。

www.gt.com.vn



Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District, Hanoi
Vietnam
T +84 4 3850 1686
F +84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Clients
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Center
37 Ton Duc Thang Street
District 1, Ho Chi Minh City
Vietnam
T +84 8 3910 9100
F +84 8 3914 3748

Nguyen Hung Du

Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Director
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Clients
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai

Senior Manager
D +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com

Questions & feedback

